

伊藤栄治 : ある歌学者の生涯

川平, 敏文
熊本県立大学 : 専任講師

<https://doi.org/10.15017/4741974>

出版情報 : 雅俗. 9, pp.190-228, 2002-01-30. 雅俗の会
バージョン :
権利関係 :

伊藤栄治——ある歌学者の生涯

川平敏文

伊藤栄治は、江戸時代前期の歌学者・神道学者。永治・一楽（軒）・是哉・英総なども号した。その生涯は禍福交錯し、なかなか波瀾に富んだものであった。

*

京都の産。幼童の頃より知恩院初代門跡良純法親王に仕え、その関係で堂上諸家にも出入りを許されていたようで、当時考え得る最高の環境で、歌学・神道・有職を学んだ。ところが寛永二十年、主の法親王が甲斐へ配流されるといふ思いがけぬ事件に遭遇して、その人生は大きく波打ち始める。慶安頃、京都を出た彼は、先ずは名古屋を住家と定めて、しばらく俳諧の点者などをして口に糊した。続く承応頃には伊勢へ転住、相変わらず俳諧の業には携わりながらも、当地の神官・僧侶たちで構成されていた歌壇を訓導

し、かつ自らは伊勢神道の秘奥を研尋するなどして、次第に己の地歩を固めていった。

万治頃、最初の仕官のチャンスが訪れる。当時武家歌人として、また和書の収集家として著名であった播磨姫路藩主榊原忠次に、めでたく召抱えられる事になったのである。そこで彼は、ようやく己の本領を發揮する場を得たのである。だが、その喜びも束の間、寛文七年、榊原家の家督を継いだばかりの君主政房が、二十七歳という若さで病死。家中混乱の煽りを受けてか、浪人となり、以前と変わらぬ身上に舞い戻った彼は、江戸で大名・旗本衆を相手に、和歌・俳諧・儒学・神道・有職・軍書までを講釈する「物読み」として、口過ぎをする事になった。

ところがその五年後、彼に再び仕官のチャンスが到来する。寛文十二年、榊原家と以前から好誼があり、やはり好字

の大名として聞こえていた肥前島原藩主松平忠房から御声がかかったのである。以後、島原では忠房の神道政策のブレーンとして関る傍ら、藩内はもちろん藩外、殊に松平家と縁戚関係にあった肥前鹿島藩主鍋島家にも出入りして、その歌学・神道を伝授した。貞享二年八月二十八日没。享年は未詳。

「仕官」という経歴だけをとってみるならば、やや回り道やつまづきはあったものの、結果として彼は、時代の成功者であった。しかしながら彼の成功は、同時代に同じような経歴を辿った幾人かの人々、例えば岡西惟中や清水春流らの悲運とも、紙一重のところ隣り合わせていた事を忘れてはならない。本稿ではそのような問題意識を傍らに抱きつつ、彼の生涯を辿ってゆく事とする。

*

以下に栄治の生涯を、伊藤家に伝来した『先祖書』所載の栄治略伝を縦糸とし、諸文献に見られる栄治の足跡を横糸として、これを年譜考証形式で纏める。さらに参考として、彼の子孫数代についても所見を述べる。

なお、栄治に関する先行研究として本稿が裨益を受けたものに、次の様なものがある。併せて参照されたい。

1、入江潛『墨是可新話』(昭和四十四年・現代出版社)

2、井上敏幸「西国大名の文事」(平成五年・中央公論社『日本の近世』第十二巻所収)

3、日下幸男『近世古今伝授史の研究 地下篇』(平成十年・新典社)

4、神作研一「元禄前後の伊勢歌壇」(『近世文芸』第七五号・平成十四年一月刊行予定)

第一部 先祖書(抄)

個人蔵。島原市立図書館松平文庫蔵副本に拠る。表紙に、「先祖書 犬上君姓 伊藤家」とあり。伊藤家初代栄治から、明治に至るまでの家譜。掲出の部分は、藩内の社司かと思われる加賀筑前守が、栄治の嫡孫、永影(寛延二年四月七日没)から聞きしたという栄治略伝の写しと、それに続いて記される家譜冒頭の栄治の部分である。なお段落は私に設け、後文での引用を配慮して、番号を付している。

また、この略伝に先立って、伊藤家の家紋二種、および「本國大和(大和)京都／犬上君姓伊藤」、「伊藤丹後守長実 秀頼公世ニ相勤罷在候。大名ニ有之候得共、国城知レ不申候」との書付がある。

1 王城産。日本武尊苗胤稻依別之裔にして、犬上君を姓とし、代々朝廷に仕て、或左右の衛士ニ列り、或百官八省の被官に補し、或北面の武職に任ず。中比より武家となり、元龜・天正年中の乱世経て、忠戦義死の士も有し也。天下至治之時にあたりて、祖父より以来京師に住て、市中の交りす。

2 榮治、生得聰敏穎悟にして群ヲ出、衆に越ゆ。禿童にして八之宮良純法親王給仕奉り手習学文勵て深く、君寵ヲかうむる、親王事有りて後、仕を覓ず。長頭丸貞徳ヲ師として和歌誹諧の道をつたふ、里村昌琢に習て連歌に熟し、東条勘解由ニ使り古今伝授の箱を得たり。中院内大臣通村公に幸有て、古今集の深秘口決を拝授し、和歌の濫奥如今爰に至而成就せり。又官位有職の道を学て船橋二位某の卿の門弟と成、すこぶる淵底を尽し、官職次第の図ヲ書して是を世に行ふ。

3 既に法橋に叙し、才を京洛にふるひ、東都・尾陽・五畿内・播州の間を経歴し、歌書職原を講演す。夫より本邦の神国たる事を重じ、深く神理の本源ヲ探り、平野社の神主卜部兼隆を師とし、吉田の龜流萩原何某の卿、九条家の諸大夫矢野右馬頭、鷹司家の雜掌広庭中務丞、是等に倚て神籍を講習し、神事を相伝す。又、江家の訓点を伝へて、日本紀及び六国史を読む。

4 法橋の位を去て後、勢州に住て、神学英傑外宮権禰宜正五位度会延佳に値遇シテ、神学の奥旨を極め、且ツ歌道有職を以て延佳に附与す。(マヤニ所ノ誤也)二祈太神宮の大官司三位中臣大寺ノ誤也精長朝臣に随順して、神式の秘法を伝受す。其余の才能技芸、謡曲・鼓舞の類、刀劍・兵士の術に至まで、学得る所のもの指を屈するに違あらず。故に英名數十州に馨しく、牧伯諸侯を始め、大夫・士庶人・円頂・方袍の輩に至迄、或ハ神道、或ハ和歌、或者有職、或者連誹、みな以て榮治を師とし、此門に学得る者、其数を知らず。

5 爰に丹波国福知山の城主、松平主殿頭源忠房公、顧眄の情を厚して招かせ給ふに依て、来て福知山の城主ニ仕奉り、神道と歌を請説し、古今伝授の筈を上りて、其秘事口決を悉く相伝し奉る。故に寵遇他に越え、恩惠人に過たり。

6 然るに忠房公、本より神道の正法たうとみ学バセ給ひ、精誠純一の信心怠り不給、而島原の城ニ移らせ給ひて、管内に有所の神社、猛島五社を始め、乱世の比より正理を失ひけるにや、多分浮屠に淫せられて仏を以て神体とし、檜を神にかへ、鈴を鰐口として、社司神人は数珠錫杖をたづさへ、念仏誦経を以て神事を行し所に、神慮の和光かゞやき出で、時なる哉、忠房公清政の化を放し、

則榮治に敵命を下し給ひ、彼の弥陀・釈迦・觀音、或ハ鬼形異類の彫像を悉く改め移し、神国明理の御宮ヲ納め、幣帛を捧て神体を安坐し、鳥居を建、真坂樹を植、宮殿の方位を正し、猶又神道の事業を神人等に教ゆべきの旨を命じさせ給ひぬ。

7 去程に神宮すべて榮治の門人と成り、卜部中臣の神事を習ひ、祓ひ祝詞を伝受し、始て神祇の正法に帰す。故に今数十年の星霜ヲ経るといへども、社頭ハ忠房君の余威によつて唯一正理の宮柱巍然として国土を守護し、みちハ榮治の源流を汲て、社家神職の輩、曾て兩部習合の説、或ハ奇怪異法の流に墮落するものなく、卜祝随役の本来を守る事ハ、是神民の莫大なる規模にして、偏に忠房君の明化師榮治翁英才の勲徳によれり。

8 恭しく是をかながふるに、正統の神脈、宗源の本旨を仰といへども、鳥兔遙遠なるのあひだ、猶又後世に至らば必伝来の根元を失ひ、すべて烏焉の誤多かるべし。然らば其功業の忽空しからん事をなげき、加賀筑前守自、幸に的孫隱士永影に問語りて、粗その由緒を起し、末世に至りて根元をうしなわん為にする而已ニ書伝ありしを見出し、末代の子孫に伝ふん為に書置ものなり。

9 元祖 伊藤榮治 犬上君姓 本国大和国京都

丹波国福知山ニ而忠房公御召抱、扶持式十人頂戴仕候。

一、古今集の箱を上ル。島原ニ而及老年隱居致し、跡役倅助大夫に被仰付候。其後、榮治、貞享二年丑八月廿八日病死。元天一染神靈ト申ス也。同人妻、仏名風天妙虎ト云也。天和四年子正月十六日死去なり。

第二部 年譜考証

(榮治の事項は○、未確定事項は△、関連事項は□を以て示す)

慶長末年

△この頃、出生か。

*榮治の生年月日は不明である。後述のように承応元年に子息が十二歳である事が分かるので、三十年を一代代と計算して、一応この頃の出生かと考えたまでである。

榮治、その先は犬上君を姓とするという(『先祖書』1)。犬上君は近江国犬上郡を本拠とした古代豪族で、日本武尊の子、稲依別王を始祖としたが(太田亮『姓氏家系大辞典』)、無論その出自の真偽を正す術はない。中古は衛士や北面の武士など、宮城の守

護にあたる武官として代々朝廷に勤仕し、中頃武家となり、戦国末期の元龜・天正の頃には勲功もあつたという。これは『先祖書』榮治略伝の直前に書付のある「伊藤丹後守長実」なる人物であろうか。この頃、榮治の父祖らは京都を離れていた模様であるが、「天下至治之時にあたり」、即ち慶長一統の時期に際して、再び京都に移住したものでらしい。

良純法親王

への出仕

榮治は幼童の頃から八宮良純法親王に仕え、ここを手習や素読などを習ったという(『先祖書』2)。
良純法親王は、後陽成天皇第八皇子で、慶長八年十二月十七日生。同十二年には知恩院初代門跡として治定され、同十九年の親王宣下の後、徳川家康の猶子を経て、元和五年九月十七日、知恩院満誉尊照を戒師として得度、良純を法諱とした。寛永二十年十一月十一日には、甲斐国天目山に配流され、以後万治二年に勅免を受けて帰洛するまで塾居の生活を続けた(『国史大辞典』)。

榮治が良純法親王に出仕したという事ははっきりと裏付ける資料はないが、佐賀県鹿島市祐徳稻荷神社中川文庫蔵『望月長孝口授秘伝』(写本一冊、延宝四年長孝奥書、享保十九年鍋島直郷識語)冒頭第一丁に、和歌の系脈を記して、八宮(良純)の下に榮治の名が見えている。この部分は後人(恐らくは直郷)の書き入れかと思われるが、後述の如く、中川文庫に収蔵される書物の大

部分を蒐集した、鹿島藩第四代藩主鍋島直條と榮治との交流は特筆されるべきものであるので、この情報はあながち信頼できないものではない。またこれも後述するが、榮治が当時の堂上歌人と繋がりを持っており、筋の確かな良質の歌書類を多く所持していた事は、彼が良純法親王に随順してその交遊圈の中で生活をしていたと想定すれば、比較的理解し易い。

ところで、良純法親王の配流の原因は、あるいは酒色の乱行であったといい、あるいは寺院内での争議であったといい、あるいは幕府に対する不穏な言動であったといい、一定しない。ともあれ、『先祖書』2に「親王、事有りて」とある「事」とはこの配流一件を指す事は間違いなく、それを機に榮治の出仕にも暇が出されたという事になろう。

寛永十年(一六三三)

△この年刊、重頼編『犬子集』に六句入集する

か。*「京之住」「永治」とあり。

△十一月刊、立圃編『誹諧発句帳』に六句入集するか。*「京之住」「永治」とあり。

寛永十二年（一六三五）

△三月十日、昌琢らと連歌を巻くか。

*太宰府天満宮文化研究所蔵『百韻連歌集』（写本一冊）に拠る。題「初何」。発句昌琢、脇句頼尚。「永治」として七句。

寛永十八年（一六四一）

△この年、歳旦句を詠むか。*延宝二年刊『歳旦発句集』に、この年の詠として「永治」とあり。

正保二年（一六四五）

△二月刊行、重頼編『毛吹草』に四十句入集するか。*「永治」とあり。

正保四年（一六四七）

○三月、『古今伝受之式』を書写す。

*該書は熊本大学永青文庫蔵。一軸。慶長十四年の中院通勝與書の後に、「右之御自筆、從中院殿内府通村公、古今集秘奥奉相伝之砌、蒙御免許、不違一字令書写畢、尤可為家伝之重宝者也。／＼

正保四丁亥年三月吉辰／一葉軒 法橋栄治判」とある。またその後

には、延宝六年正月に、栄治からこの書を伝授された青木丹仍なる人物の奥書がある。本文を含めここまでは同筆であるから、書写年次は少なくとも延宝六年以降となる。またその更に後には別筆で、「紫海翁「印」「印」とある。紫海翁は、江戸中期の熊本藩士で和歌をよくした竹原玄路（惟親）。永青文庫に収まる所以である。

内容は、古今伝授の式次第、諸道具類の配置、出席者の所作などを細かに記したもので、資料としても面白い。

栄治の師系(一)

ここで栄治の師系について、一つ目の纏めをしておく。幼童の頃の師が良純法親王であった事は先述の通りであるが、『先祖書』²に拠れば、青年期の栄治は松永貞徳、里村昌琢、東条勘解由、中院通村、船橋二位などに、和歌・連歌・俳諧・有職故実の訓導を受けたという。今、それらについて私見を記しておこう。

松永貞徳 和歌・俳諧を学んだというが、貞徳との直接の交渉を窺わせる資料は見つかっていない。但し、右に掲げた『犬子集』『俳諧発句帳』『毛吹草』といった俳諧撰集に入集する「永治」が

栄治だったとすれば（彼は承応頃まで、永治・栄治両様を使用する）、この頃から貞門系の俳諧に遊んでいた事になる。

里村昌琢 栄治が連歌を嗜んだ事は後述の通りであるから、寛永十二年の条に掲げた百韻連歌に昌琢らと一座する「永治」は、栄治の可能性がある。

東条勘解由 古今伝授の箱を授かったというが、この人については未詳。

中院通村 栄治が通村から歌学を学んだ事は、正保四年の条に掲げた『古今伝受之式』奥書、あるいは後掲の様々な伝書の奥書に示されるように、信用してよからう。

船橋二位 船橋家は明経博士清原家の嫡流。この頃の船橋家で二位に叙任された人物といえは、相賢（刑部卿従二位。元禄二年十月十六日没、七十二歳）がいるが、年代からすれば、その父秀相あたりが適当かも知れない。但し秀相は従三位にとどまる。

また、『先祖書』2にいう栄治編述の『官職次第の図』については、伝存未詳である。しかし、豊宮崎文庫に献納された書籍の目録である『宮崎文庫書籍目』（写本二冊、神宮文庫蔵。請求番号は一一―二一五）には、「官位配当図 一鋪／伊藤永治」なる記述があつて、それと思しき書が存在し、かつ献納された事は確かである。但し、神宮文庫では現在それと確認できるものは発見できなかった。

慶安元年（正保五年）（一六四八）

名古屋転住

この頃栄治は京都を出、名古屋に住したようである。「既に法橋に叙し、…東都・尾陽・五畿内・播州の間を経歴し、歌書職原を講演す」（『先祖書』3）というのは、この名古屋移住から始めて、伊勢、播磨、江戸と移住を続けた間の事を指すと思し、この後に記すべき項目をも含めた記述であろう。

栄治の師系（二）

そしてこの頃栄治は、平野社の神主卜部兼隆、萩原兼隆、萩原兼隆、九条家の諸大夫矢野右馬頭、鷹司家の雑掌広庭中務丞などを頼って、神道や国史を学んだという（『先祖書』3）。これは実際には、京都を出る以前の事で、『先祖書』の記述が前後したものかとも思われるが、ともあれここに栄治の師系の第二について考察を加えておこう。なお、これらの人物との直接の交渉を窺わせる資料は今のところ見つからないが、栄治が吉田流の神道を身に付けていた事は、後述する彼の神道説において明らかである。

卜部兼隆 未詳。『卜部系図』などに同名の人物を見出し得るが、何れも年代的に相当しない。

萩原何某卿 当時でいえば、萩原家の祖で吉川惟足の神道の師、萩原兼隆（吉田兼見養子、実は兼治男。従五位下。豊国神社社司。万治三年十一月十日没、七十三歳）あたりが相当するであろう。

矢野右馬頭 九条家諸大夫矢野利長（正四位下。右馬頭、兼美作守。延宝五年九月十七日没、六十七歳）か。『地下家伝』に拠る。広庭中務丞 鷹司家諸大夫広庭祐宣（正四位下。中務少輔、のち辞任。元禄八年正月十九日没、七十六歳）、あるいはその父良次か。但し良次の官位等は未詳。『地下家伝』に拠る。

○春頃、『慶安子丑誹諧集』に批点す。

* 該書は天理大学綿屋文庫蔵。写本一冊。和露文庫旧蔵。每延、守親、児春、一実ら尾州熱田・名古屋連衆の連句集。冒頭付近に正保五年（慶安元年）正月十一日興行百韻、巻末に慶安二年極月二十日興行百韻が見え、その間の興行も概ね年次順に配列されているようである。まずそのうち冒頭付近、「舟津にて」と題する百韻に栄治の批点が見える。連衆は児春、順成、守親、広貫の四名。批言は、「五文字可有候はんか。『一入』『いと』『いやまし』皆同じ。アマリつよく過候」「行様、近比候」など。末に、「引墨四拾五句、内二ツ引四句／なごや是斎こと／一葉軒永治印」とある。名古屋連衆の句集には、『誹諧集 二千句』『誹諧集 三千句』（共に綿屋文庫蔵）など寛永末年から正保四年までの興行を集めた句集があるが、その中に栄治の名は見えない。従って栄治が名古屋に下ったのもこの頃と考えられ、以降、尾州の俳書にその名

前が散見するようになる。

また、栄治は慶安二年二月十二日百韻にも批点している（津嶋にて・一葉軒判）。連衆は友加、每延、鈍可、我笑、安政、楽意、勝吉、不官、長吉、豊都、吉綱、長守、長重。批言は、「俳意よはし」「かしまし」に「高声」同意。「句作りあるべし」「此比殊勝候。

此方ノ引付に留置候」など。「引付」は歳旦引付の事で、「歳旦帖で歳旦三つ物のあとに付載する一門・知友の歳旦三つ物や歳旦・歳暮の発句をいう」（角川書店『俳文学大辞典』・雲英末雄氏執筆）。

栄治と俳諧

ところで、栄治において俳諧とはどのような意味を持つたものかという事を、ここで考えておきたい。彼はこれ以後、尾張・伊勢俳壇と緊密な関係を保つが、しかし彼にとつての俳諧とは、あくまでも余業の域を出なかつたに違いない。無論、それに熱中した側面がなかつたとは言いきれないが、この時期の彼にとつてより重要であつたのは、自らが俳諧に降り、事によつて得られる、人間のネットワークであつたらう。なぜならこの俳諧という階層は、彼の本業である歌字を謳ぐための恰好の市場となつたはずであり、実際そうする事によつて、この時期の彼は生活の糧を得ていたと想像されるからである。仕官以後、彼がばったりと俳諧に関らなくなつた事は、その事の一面を物語つてはいないだろうか。

またそうして考えてみると、これは何も栄治に限つた問題では

ないと思われてくる。当時、未だ経済的安定を得ざる時分に、俳諧という階層に一時期なりとも深く関った人々、あるいは何がしかの安定を得た後も、その階層と不即不離の場所にいた幾人かの人々の名前が思い浮かぶ。岡西惟中、清水春流、福住道祐、柏木全故（素龍）。他にもこれに類する歌学者・漢学者達は相当いた事であろう。あえて言うならば、これらの人々は、俳諧という階層に寄食する事によって、自らの存在を安定させ、保証させてきた人々である。同じ事を逆に言えば、俳諧という階層が、彼らのような身分不安定の、また多くは二流の歌学者・漢学者達の存在を保証してきたという事である。

△十一月、『鉄槌』刊行される。栄治編か。

*『鉄槌』は、林羅山の徒然草注釈書『野槌』のダイジェスト版ともいべきもの。慶安元年・藤井吉兵衛椽板を初板とするが、以後貞享までの間に、なんと八種類もの、一書全体の板を違えるものが刊行されている。『野槌』のダイジェスト版という事情もあってか、諸板いずれにも編者の名が刻されず、その編者が誰であったのかは不明であるが、寛文十一年板『書籍目録』『鉄槌』の項には「青木宗胡編」という記事が見えており（寛文十年板にはこの記事なし）、以来、この人物が編者として比定されてきた。しか

し考えてみれば、これは『鉄槌』初板刊行から二十三年も経った時期の情報であり、その信憑度としては多分に問題が存したのである。

『鉄槌』の
編者か
ところで、寛文八年、同九年の条に示したように、中川文庫には、『徒然草直談抄』『徒然草大意』という、異名・同内容の二写本が所蔵されているが、

これらはその内容から、『鉄槌』編者が著した別の注釈書であった事が分かる。私はこの写本の著者を栄治と推定するから、『鉄槌』の編者もまた、彼ではなかったかと考えている。その考証の大筋は既に口頭発表したが（平成十三年九月二十三日、西日本国語国文学会）、詳細は近く別稿に纏める所存である。もしこれが栄治の編著であったとすれば、これは彼の家計を少々なりとも潤すための、アルバイト的なものではなかったかと思う。

慶安二年（一六四九）

○二月十二日、『慶安子丑俳諧集』に批点す。

*慶安元年の条参照。

慶安四年（一六五一）

○八月刊、良徳編『崑山集』に五句入集。

*「伊藤是齋一楽」とあり。

□同じく子息尚春、一句入集。

*「伊藤尚春」とあり。詞書に、「是は尾州名護屋伊藤一楽息七歳にて」云々。なお、栄治の息については第三部「栄治の子孫」参照。

承応元年（慶安五年）（一六五二）

○三月刊、不存編『尾陽発句帳』に十二句入集。

*編者不存は、尾張の清水春流。入集句数では、不存、伊人、ノ身、友我、政辰、種政らがその上位を占める。栄治は「一楽」と名乗る。入集十二句のうち、上巻・春部に「西武・一滴三吟」と題する句があり、彼らと俳交のあった事が知られる。貞徳直門の西武（山本氏）については説明を要さぬであろうが、一滴は松井（柏屋）五兵衛で、西武編『鷹筑波』（寛永十九年刊）、良徳編『崑山集』（慶安四年刊）などに入集する。『古今俳諧師手鑑』（延宝四年刊）では「京 粕谷」と肩書するように、西武と同じく京都に

住した貞門俳人のようである。とすればこの三吟は、栄治が京都に在住していた時期のものかもしれない。

○七月、『栄花物語』四十巻を書写、伊勢神宮豊宮崎文庫に奉納す。

*該書は神宮文庫蔵。四十巻十九冊。第一冊目見返しに、「栄花物語全部四拾巻 一戻十九冊、奉納于豊宮崎文庫了。／慶安五_辰秋七月吉辰／伊藤氏平是哉永治「印」（弍樂軒）「印」（是哉）」とある。落款は薄青色の印泥で直捺。筆跡から見ても、恐らく四十巻まると彼の自筆と思しい。また第二冊目以降の奥には、「奉納于宮崎文庫了。／尾州 伊藤氏は哉」などといった識語が見えるから、この頃はまだ尾州の住であった事が確認できる。

伊勢寓居と

栄治の師系(三)

以下に見るように、栄治と伊勢歌壇との関りは、この頃から始まったごとくである。彼は伊勢両宮の神官・僧侶で構成される歌壇に参入し、かつ『先祖書』4に拠れば、度会延佳、大中臣精長らに従って神道研鑽に励んだという。歌学・神道共に、実り多き時期だったに違いない。ここで栄治の師系の第三について記しておく。

度会延佳 伊勢外宮権禰宜。出口氏。元禄三年一月十六日没、七十六歳（『校訂伊勢度会人物史』に拠る）。伊勢神道中興の祖と

して著名で、その伝については説明は不要であろう。彼が延佳と交遊していたらしき事は後述の通り。

大中臣精長 伊勢神宮大宮司。河辺氏。貞享五年八月二十九日没、八十八歳〔校訂伊勢度会人物史〕に拠る。延佳門人にして、当時の神宮における要人の一人である。栄治との直接の交遊を裏付ける資料はまだ見つからないが、後述の『文庫菅神万治年中詩歌』に共に出詠している。

○八月頃より、伊勢の歌人山本正重（友心）らと交遊す。

*『両宮和歌集』（写本一冊、神宮文庫蔵）は、山本正重ほか、度会延佳や祐海法印など、伊勢両宮の神官・僧侶達の歌会資料。慶安四・五年に行なわれたものを中心で、明暦二年あたりまでの詠草が収録されている。編者と思われる正重は、良恕法親王に和歌を学んだ人。

栄治の名は、八月十五日の会を初出として、以後、同月三十日、十月二十六日、十一月一日、同月四日、同月二十一日まで、〔是載〕^{マツ}「永治」あるいは「永治」として見え、兼題・当座あわせて計二十首を拾う事ができる。また、十月三日の会には、「是載息十二才 永政」の名が見え、十月二十六日には栄治と共に参会している。栄治は後に子息を伊勢に定住させ、御師の仕事を見習わせた

ようである。その点については、第三部「栄治の子孫」を参照願いたい。

なお、当時の伊勢歌壇の全体像については、本稿冒頭に記した神作氏論考に詳しい考察が備わる。氏には、公刊前の御論文を拝読させて戴くという格別の御配慮を賜り、数々の有益な御教示を得た事、特に爰に記して御礼申し上げる。

承応二年（一六五三）

○八月、『新葉和歌集』を校合。十月、刊行す。

*『新葉和歌集』は、南北朝期の弘和元年（一三八一）十二月三日、南朝の宗良親王によって編まれた准勅撰集。栄治の著述類の中で唯一、刊行された事が確認されるものである。奥書に、「此集、往昔藤原高綱以本令書写処、雖不審繁多依無類本、数年令相求之処、玄旨法印御自筆之本不慮落手、何遂校合自愛畢。然今勢州徘徊之砌、更得一本令歴覽。幸之甚者也。随是以三本、重而校正而已。承応第二秋八月吉辰／一葉軒永治」とある。

新葉和歌集 所見本の刊記には、「承応二初冬吉良 洛下 野田弥兵衛開板」（西尾市立図書館文庫蔵）とするを刊行 が、小木喬「新葉和歌集初撰本と流布本の原形

(上)『国語と国文学』昭和四十二年十一月)には、「承応二初冬
吉良 杵木次郎兵衛開」とするものが紹介されている。何れが早
期に属するものか、今は特定できない。また本書には、伊勢・松
浦弘奥書の、多気志楼蔵板・嘉永三年覆刻本も存する(九州大学
松壽文庫など)。

○この頃、伊勢外宮神官中西信慶らと交遊す。

*『愚詠草稿』(写本三冊、神宮文庫蔵)は、伊勢外宮神官中西
信慶が、自詠をほぼ年代順に集めたもの。概ね承応から元禄頃ま
でのものが収まる。その詞書は、信慶らの歌会の開催日時、ある
いはその構成員を知る恰好の資料である。

伊勢歌壇を
指導
柴治の名は、承応二年〜三年の詞書に多出する。
初出は「承応二年極月二十五日夜、柴治亭におゐ
て」とあるもの。柴治の邸宅ではしばしば月次の

歌会が行われているが、そこでは同時に、柴治の古典講釈や歌書
講談も行なわれていたらしい。神宮文庫には他に、後述のような、
柴治が伊勢の人々に与えた伝書が残されてもいるから、彼がこの歌
壇において指導的な立場にいた事が分かる。京都で中院・烏丸ら堂
上家に出入りし、そこで純度の高い歌学を修めているという事、こ
れは地方の歌人にとって羨望以外の何ものでもなかったであろう。

因みに、『愚詠草稿』には承応三年を過ぎると、柴治の名は見
えなくなり、少しおいて元禄頃からは、平間長雅・有賀長伯・恕
堅(藤村氏か)らの名前が見えるようになる。また元禄十一年、
信慶が大坂に遊び、契沖・才磨を訪れている事はやや特記すべ
きであろう。

承応三年(一六五四)

○前年に引き続き、中西信慶らと交遊。

*以下、『愚詠草稿』より、承応三年の詞書の一部を掲げておく。

- ・〔正月〕八日、柴治亭月次の兼題二首」
- ・〔正月〕十九日、柴治亭月次の兼題三首」
- ・〔二月〕十七日、伊藤氏柴治、杵木氏正祐、同氏光敬そのは
か数多友とする人、朝熊岳にまうでけるに、間山花盛を見て」
- ・〔二月〕二十五日夜、三頭清左衛門方にて柴治講釈過に題出
て人々よめる」
- ・「六月八日の夜、正孝亭におゐて伊藤氏柴治歌書講談の後、
当座、人々よめり」
- ・「十月十六日、杵木氏正祐亭にて伊藤柴治、土佐日記講釈の
後、月前落葉といふことを人々よめり」

○正月、『和歌作法』を、伊勢不動院祐海法印に伝授す。

*該書は神宮文庫蔵、横本一冊。近世中期写か。奥書は次の通り。「右之条々、二条家并飛鳥井家之家伝之秘書たるを、あまたとし懇望せしめ致相伝畢。其以後、烏丸殿光広卿二度々うかどひ、并細川玄旨法印より相伝之書ヲ舟橋殿より令恕借書写し、其外仁和寺殿覺道法親王御自筆の書ヲ書写し、彼是ヲ以用捨テはへ此一冊として、家伝之重宝たりといへども、いなびがたき仰事によりて悉令相伝畢。唯受一人之外、努々不可有他見者也。／承応第三／孟春上旬吉辰 一葉軒 法橋榮治印／不動院 祐海法印 玉机下」。

堂上歌学の

片鱗

内容は、歌会における懐紙・短冊・色紙の書き様、あるいは歌会の作法などを詳細に解説したもの。

奥書に言う所に随えば、二条・飛鳥井兩家相伝の

秘書に、烏丸光広に直接伺った説、「舟橋殿」より借用した玄旨相伝の書、覺道法親王直筆の書などを校勘して編纂したものが本書であるという。彼が習得した堂上歌学の片鱗を垣間見せる資料と言えよう。『当流相伝和歌会出座之次第』（貞享二年写、中村幸彦氏旧蔵）のほか、『和歌短冊色紙懐紙書様』（弘化二年写、上野洋三氏蔵）、『当流相伝和歌出座之次第』（近世中後期写、無窮会神智文庫蔵）など、若干の異同があるもほぼ同一の内容を持った

書が数多く伝存しており、相当に流布したようである。また、本書に後人が増補をなしたと思われるものもある。

ところで本書には、その内容上、懐紙や短冊の書例が多く示されているが、例えば懐紙の端作りには、「法橋榮治（永治）」と書くなど、自分の名を例にとつて解説した所が見える。また、年次の書き方として挙げられた例の中で、最も新しいものは「承応二年九月二十日」であるから、恐らくその時期に執筆され、翌年正月に祐海へ与えられたものであろう。

祐海法印との 交遊

榮治の相伝を受けた祐海法印とは、天台宗の歌僧で、伊勢不動院に住した（常明寺とも）。その伝については、松木素彦「祐海法印の片影」（『国学院雑誌』第四四卷六号・昭和十三年六月）が、情報量も多く有用であるが、しかし松木氏の伝にはなぜか、祐海の名著とも言える『百人一首師説抄』についての言及がない。本書は写本で流布した百人一首の注釈書で、伝本も多い。その中には、「榮治云」等として榮治の考説が書き入れられているものもあり、榮治と祐海が百人一首を会説していた事が想像される。所見では、中川文庫本、松平文庫本、九州大学文学部本などがそれであった。なお、該書の成立および伝本については、『百人一首注釈書叢刊』5（一九九三年・和泉書院）所収の、乾安代氏解説に詳しい。

また、松木氏の論文には『古今集積義』なる写本の奥書が紹介

されているが、やや問題が存するので注意しておく。その奥書には先ず「祐海法印依懇望、重而加奥書令相伝畢。／一楽軒法橋榮清」とあり、その後「右、以祐海法印御本秀書写、且校正合朱了。／于時寛文十一年十一月天臘月九日／高田氏光屋」の識語が見えるという。これらが意味する所は、「一楽軒法橋榮清」が「祐海法印」に伝えたものを、寛文十一年に「高田氏光屋」が転写したという事であるが、問題は「榮清」という人物である。一見、「榮治」の誤記か誤説かと思われるのであるが、後述の通り、尾張の俳人知足が集めた歳旦帖の万治三年の項には、榮治とは別に「榮清」の名が見え、「從六位／是哉子也」との割注がある。「是哉」は榮治の別号、すれば、『古今集積義』を祐海に伝授した「榮清」とは、榮治の子息であったという事になる。また前述『兩宮和歌集』（承応元年条）の「永政」も、この人物であったかと考えられる。しかしながら、「一楽軒」という軒号は榮治が後年に至るまで使用しているものであるし、また承応／寛文という近接した時期に、祐海が榮治とその子息からそれぞれに伝授を受けたというのも、何処かしら不自然な感がないでもない。が、ともあれ何れかを非とする明証も見出せぬので、今のところ保留としておきたい。

○六月、『近代秀歌』を、内宮第八神主氏次に
伝授。

*該書は神宮文庫蔵。卷子本一軸。定家の『近代秀歌』を伝授したもので、薄青色の印泥で捺された二種の落款および筆蹟から、榮治自筆と認定できる。奥書には、「中院殿也足軒以御自筆御在判之本令書写、細川玄旨法印以御自筆之本、重而令校合畢。／承応第三曆六月吉辰 一楽軒 法橋榮治 「印」(弍樂軒)「印」(是哉)／右、いなびがたきおほせごにまかせ愚筆を染め畢。努々不可有他見事とぞ。／内宮第八神主／氏次公 玉机下」とある。

万治元年〈明曆四年〉(一六五八)

○九月、『神道奥義之書』を編述す。

*該書は中川文庫蔵。写本一冊(墨付十五丁)。巻末に「万治元戊九月吉辰 一楽軒榮治謹考」とある。内容は、初学者の為に、神道上達に必要な基本的な五つの箴、即ち「清浄為先」「正直為本」「信心為宗」「祈禱為表」「神徳為体」の各条を、漢文体で論述したもの。例えば第一条は、神道は天地に存在すると共に、我が心中にもそれがあると言って、先ずは心身の清潔を保ち、邪

欲を寄せ付けぬよう心掛けるべきであると説く。論説の骨子は、用語の上からも明らかに、朱子学の性情論あるいは修身論を援用した儒家神道のそれであり、栄治が学んだという吉田神道、或いは伊勢神道あたりを想定しておいてはほ見誤るまい。なお、栄治の神道説については、寛文二年の条に詳述した。

万治二年（一六五九）

○三月成、如之編『伊勢正直集』（寛文二年刊）に、三句入集。

*句引に、「宇治住 伊藤 是哉 三／同妻 一／栄久 一」とあり。栄治の息については、第三部「栄治の子孫」参照。

○十一月刊、編者未詳『伊勢俳諧新発句帳』に、三十句入集。

*句引に、「内宮分 伊藤永治 三十／同栄久 四／同栄久母 五」とある。前項参照。

万治三年（一六六〇）

○正月、歳旦句を詠む。

*『歳旦帖 知足書留』（石田元季影写本、綿屋文庫蔵）万治三年の項に、伊勢の荒木田氏富、同氏盛、松木修理、集彦、武珍らと共に、「栄治法橋」「荣清従六位」「是哉是哉子也」とある（今栄蔵『貞門談林俳人大観』に拠る）。栄治の息については、第三部「栄治の子孫」参照。

○十一月、榊原政房・内藤風虎らと共に、飛鳥井雅章から和歌の点評を受ける。

*中川文庫蔵『政房朝臣家点取和歌』（写本一冊、墨付二十一丁）は、播磨姫路藩主榊原忠次の嫡子政房はか九名の詠草二百首に、飛鳥井雅章が点評を加えたもの。各首の詠者名は伏せてあるが、巻末に出詠者一覧とそれぞれの点数表があり、そこに源政房、胤海、藤義概、武純、友我、景元、良峯、概晴と並んで、最後に「英総 栄治事 全（廿首ノ内——川平註） 十四首」とある。すなわち、二十首のうち十四首に長点を受けたという事であるが、これは全出詠者の中で第二位の成績である。因みに第一位は、二十

五首中十九首の藤義概、すなわち陸奥岩城平藩主内藤風虎である。政房は二十五首中十一首で第六位。巻末に「飛鳥井前大納言雅章卿之点也／万治三年十一月二日」と記される事で、点者と年次が知られる。飛鳥井雅章は、この翌年正月に行なわれた幕府の紅葉山参詣に、武家伝奏役として随行しているから（『徳川実記』、このとき江戸に下向していたものであろう）。

この資料から窺える事は、第一に、栄治に英総なる別号があった事、第二に、栄治がこの時までには確実に榊原家（十五万石）に仕官していたという事である。栄治の榊原家仕官の事実は寛文十二年の条で判明するが、これはそれを裏付ける資料の一つと言えよう。なお『先祖書』では、この榊原家への仕官の事が触れられていない。

姫路藩主榊原忠次は、和書の収集ではよく知られた人であって、また江戸の林家とも厚い交流を持っており、当時の代表的な文人大名の一人であった。その編著には『統勅撰和歌部類』（正保三年成）、

『公卿伝分類』（松平文庫蔵『公卿伝』へ三十卷三十二冊写、明暦二年奥書）はこれであろう）、『新葉作者部類』（明暦年間跋）、『武家百人一首』（万治三年跋、寛文六年刊）等が残されて、歌道には相当に執心したものと見え、自藩専属の歌学者を抱えんとした事も十分頷ける所である。栄治がどのような関係で姫路侯の目にとまったものかは分からぬが（あるいは彼が『新葉和歌集』を

刊行していた事と関係があるか）、そこで栄治が抜擢されたのは、やはり彼が歌学・神道を中心に筋の良い学問を修めている事、そしてそれゆえに、彼が和書の善本を識別する鑑定眼を有していたであろう事が、大きな要素として挙げられよう。歌学・神道の講釈もさる事ながら、榊原家の書庫に収める善本の鑑定という仕事も、彼の重要な任務となったに違いない。

なお榊原忠次は、後に栄治が召抱えられる事になる島原藩主松平忠房とは、和書の収集・賃借、および林門諸儒との交流を通して、たいへん深い繋がりがあった。その事はまた、寛文十二年の条に述べる。

寛文元年へ万治四年（一六六一）

○二月二十五日成、『文庫菅神万治年中詩歌』に四首入集す。また、『皇太神宮法楽詠千首和歌』に八十七首入集す。

*両書は共に神宮文庫蔵。先ず前者『文庫菅神万治年中詩歌』は、写本一冊。万治四年春に外宮豊宮崎文庫に天神像が安置されたのを記念して、八木但馬守宗直が、大中臣精長・度会延佳ら伊勢神宮神官らに和歌、林鶯峰・同鳳岡ら林家一門に漢詩を求めて編纂したもの。和歌の部の奥に、「万治四年二月二十五日 文庫

天満宮開眼和歌会」とある。元禄九年六月、秦正好の奉納にかか
る。栄治は「法橋栄治」として見え、兼題・当座併せて四首入集。
この頃すでに神原家に仕官していたと思われるが、当座に出詠して
いる所を見れば、このとき一時的に伊勢に戻っていたものであろう。

次に後者『皇太神宮法楽詠千首和歌』は、写本一冊。大和綴、布
表紙、料紙鳥の子という、たいへん豪華な装幀である。前後の見返し
には五十鈴川と宇治橋の遠景が薄彩色で描かれ、雅やかな風趣を添
えている。さて、こちらは「宇治文殿」「林崎文庫」の蔵書印が捺
されているように、荒木田氏富を筆頭とした内宮神官たちの詠草
を集めたもの。成立年次は未詳であるが、一応ここに掲げておく
(神作氏論考では寛文・延宝頃成とする)。栄治は「法橋永治」ある
いは単に「永治」として八十七首が入集。また、本書に二十四首が
入集する「永久」は、栄治と並べて配される事から、万治二年
刊『伊勢俳諧新発句帳』に載る栄治息「栄久」と同一人物であらう。

寛文二年(一六六二)

○正月、『紅紫弁引抄』を編述す。

* 該書は中川文庫蔵。写本二巻二冊、墨付四十八丁。内題・尾
題は「神道紅紫弁引抄」。漢字片仮名交じり。序末に、「于時寛文

二壬 孟春吉辰 / 一楽軒伊藤栄治謹書之」とある。

書名の由来は自序に明らかで、「紅紫、朱を奪う」の諺どおり、我國
の正道である神道が、仏教やキリスト教など異国の教説によって蔑ろ
にされないように、その異同を弁ずるといふもの。問答体の形式で、
栄治の神道説が総合的に、且つ仮名文によって平易に記されている。
同じような形態を持つ神道啓蒙書に度会延佳の『陽復記』(慶安四
年刊)があるが、栄治が延佳に神道を学んだらしき事は先述の通り
であり、事実本書には、『陽復記』の記述をほぼそのまま丸取りし
ているような箇所も見られる。本文中に「先年、神代巻講談せし折
節」などあるように、本書は栄治の神道講釈の中で生まれた著
述であらうが、『陽復記』はその参考書とされていたのであろう。

栄治の神道

その内容から窺える二、三の事柄を見ておく事と
しよう。先ず第一に、栄治の神道の道統について。

吉田兼俱の偽撰とされる『唯一神道名法要集』

説

(室町末期成)などに恐らくは拠りながら、神道各流派を解説し
て、「右之家々に相承せしむといへ共、近世に至りて異教之風儀
さかんにして、本朝の神道をとろへ、纒にのこるは伊勢両宮、吉
田・平野のみなり」(片仮名は平仮名に改めた。以下の引用同じ)
と言う。これは『先祖書』3・4に書かれる栄治の神道学歴とも
一致する所で、彼が吉田・伊勢両派を修学したものである事はほ
ぼ確実であらう。またここには、林羅山を端緒とする理当心地神

道についての言及はないが、天照大神を周の太伯の末裔だとする儒学者の神道説については、本朝の書籍にも異国の書籍にも書かれざる、事を好む者の妄言だとし、「如此説もし盛に行れば、日本も異国に傾くべきはしたるべし。尤、吉利支丹に何ぞことならんや」と言っており、彼らと一線を画していた事も知られる。

第二に、その正統意識の高さについて。栄治が兩部習合神道などの仏教系神道を排撃する事は、吉田・伊勢兩神道を学んだというその学歴に照らしてみても当然であるが、彼は更に、吉田・伊勢の亜流の如き者達を批判して次のように言う。即ち、神道は正しく学べば豁然と知られるものであるから、本来、伝授・秘説などというものは必要のないものである。しかしその器にあらざる人がこれを伝えれば、道の誠が失われ、果ては当世のごとき怪しげな伝授秘説の横溢となる。「神道は正直の道なれば、其心ざし至誠有ば伝へ申道にて、誓言・起請文と申事には及び申さず候」。「就中、当世神書伝授として誓紙をいださせ申事、神理にはなはだ背きたる事なり。但、愚昧之輩に、深くをそれ、慎みをなさせしめん為のはかり事にや。又神書の正理に有ぬ私説・偽伝を他に知せ間敷の為にや有ん、いと覚束なし。又は金銀をむさぼり取て渡世の為にするにや有ん。いざ知ずかし」。よって道を受けける師は、よくよく弟子の器を見て慎重に行なうべきであり、また道を志す初学者も、よくよく師を見分けて就く事を心掛けよと。このよう

な正統意識の高さは、彼が伊勢において、度会延佳ら当代の神道碩学と交誼を結んで研鑽を積んだ、その自信の表れでもあつたらう。第三に、先に少しだけ触れた、度会延佳の『陽復記』との類似点について。『陽復記』の仮名書き・問答形式という形態が既に類似している事は先述の通りであるが、言説が一致する所もまま見られる。例えば「一心の外に神はなし」という言葉の意味に関する問答で、栄治は燈火の譬喩を出してこれを説明するが、その行文は、字句共にはば『陽復記』のそれと一致している。また、神道と儒教との交渉史に関する問答で、古代神書と易経との符合の問題が取り上げられるが、神道のオリジナリティーを主張するその論旨の展開にも共通点が見られる。

第四に、キリスト教批判について。先にも述べた通り、彼が兩部習合神道、ひいては仏教そのものを弾劾する姿勢を有した事は特記するまでもないが、仏教の罪過を論いながらも、その言はキリスト教批判へとスライドして行き、ややそれを強調している感がある。「近世、南蛮魔法の吉利支丹この国に来て、日本人を惑乱せん事は、其仏法に根ざせり」。「かゝる迷（仏教の三世観による迷い——川平註）の中に、吉利支丹の邪法を説き、『後生たすかる道はクリシタンにししくはなし、其余の諸宗は皆地獄に入』と示て、慈悲をよもてに立て謀を深くすゝめければ、人皆慈悲になづき後生に迷て、邪法の吉利支丹にかたむき正道を知らず、神道を

なひがしろにし奉る。日本人の恥は此時にきはまれり。「此者共の子孫、もし一人も世にあらば、南蛮人吉利支丹は都て父祖のかたきと心得て、子孫の末々までその恥をすゝがんと思へし。思はざらん人は人倫にあらず。浅まし〜」など。当時のキリスト教に對する不安は、何も為政者や思想・宗教育家達だけの問題ではなく、国民の大多数が抱いていた不安ではなかつたかと推測するが、この時代は特に、元和偃武以後最大の軍事となつた島原の乱の記憶も新しく、その批判の言説にもある種の緊張感が漂っている。この数年後に彼はまさしくその島原の地に迎えられたのであつて、それには藩の宗教政策におけるブレンとしての役割が期待されていた面もあつたのではないかと推察する。

寛文三年（一六六三）

○二月、「近代和歌点取／院御点」を筆写す。

*該書は中川文庫蔵『新月筆記』（写本一冊）所収。「新月筆記」という書名は、本書の冒頭に収まる林鶯峰の記の題名がそのまま外題とされた便宜的なもので、実際その内容の多くは、寛文頃の御会和歌、当代堂上・地下歌人の詠草類などで占められる。因みに冒頭の鶯峰の記は、松平忠房がその室鍋島氏の為に新調して贈つ

た筆について、忠房の依頼で撰文されたもの。寛文壬寅（二年）の年記があり、『鶯峰林学土文集』巻八にも所収。

ところで本書には、所々野太く墨引きして和歌を消したり、同じく墨によつて丁全体を乱暴に抹消したような箇所が見受けられる。栄治の名前が見えるのもそのような箇所、「近代和歌点取／院御点」と題され、妙法院宮、照高院、日野大納言、烏丸大納言はじめ堂上歌人の詠草が約十丁に亘つて記された後、「右当代点取之和調、以細川氏之本而写焉。可秘藏而已。／寛文三癸卯如月日 伊藤氏栄治」とあるが、例の墨引きにより判読しにくくなっている。これらの墨引きは一見、後人の悪戯書かとも思われるのであるが、他の箇所を細かく点検すれば、同じように墨引きされた部分に、下地の本文を訂正するような語句が書き込まれてあつたりするから、一概にそうとも断定できない。ならばその墨がどういった意図で引かれたものかという事であるが、今はその意味を量りかねる。

寛文四年（一六六四）

○閏五月刊、友次編『阿波手集』に一句入集。

*名古屋の部に、「伊藤氏は濟イソ一策」とあり。但し、このとき栄治は榊原家に仕官しているから、既に名古屋の住ではない。

寛文七年（一六六七）

○この時までには、『三十首倭歌』成る。

＊該書は中川文庫蔵。写本一冊、墨付十一丁。題簽に「三十首倭歌 政房 栄治 景元」とある通り、「早春鶯」「朝霞」「夕梅」などと

いった三十題に対して、政房・栄治・景元の三人がそれぞれ一首ずつ詠んだもの。奥書などはなく、成立年次は未詳である。但し次項、榊原政房の死去以前という事で、便宜上ここに置いておく事とする。景元は前出『政房朝臣家点取和歌』にも出詠している人物。

□五月二十四日、姫路藩主榊原政房死去。

＊栄治が陪侍していた姫路藩主榊原政房が、二十七歳という若さで逝去した。二年前の寛文五年三月二十九日、父忠次が江戸にて卒し、同年五月十一日に遺領を継いだばかりであった。

榊原家の浪 　この時、次に家督を相続すべき政房の息政倫は、僅か三歳。西国と畿内を繋ぐ要害である播磨を託

すには不適當との幕府の意向で、越後村上へと封を移された（『徳川実記』）。これに伴って栄治も遂に浪人となり、江戸で物読み講釈をして口過ぎをする事となる。それらの事は寛

文十二年の条に詳しく述べる。

寛文八年（一六六八）

△五月刊、加友編『伊勢踊』に二句入集か。

＊編者加友は伊勢の俳人で、春陽軒とも号す。該書に「武州江戸伊藤氏栄二」として二句入集するのは栄治の事であろうか。伊勢との縁の深い栄治であるから、江戸から投句したとて不思議はない。そしてもしこれが栄治であるとすれば、彼は再び俳諧に関ろうとした事になる。後述する、浪人中の栄治の生活とも併せて、興味深い事柄である。

△『徒然草直談抄』を撰述するか。＊慶安元年の条参照。

寛文九年（一六六九）

○七月二十一日、松下見林跋『神令』に施訓。

＊該書は島原市立図書館松平文庫蔵。写本一冊、墨付十四丁半。

宣命体で神道が説かれている。松下見林の跋に拠れば、本書は「藤太閤兼良公神秘之書」であったが、その伝本が和州で発見され、幸いそれを写し得たものであるという。また、本書がいつ誰の手によって書かれたものかは分からぬが、言葉遣いや内容を考えると、蘇我入鹿以前、即ち仏教伝来以前のものであらうと解説している。見林の見るところかくの如くであるが、しかしその内容に、例えば、異国の邪教を伝道して我が国民を錯乱させる者があれば、頭を八つ裂きにして、その血・手足までも外国の海に流すべしとするような激しい言葉が垣間見られて、いかにも後世、それもかなり下った時期に、仏教に対抗して編まれた偽書たる趣に満ちている。なお見林跋の年記は寛文八年三月であるが、そのあと再び寛文九年六月十一日の見林識語が見えて、該書一部を住吉社に奉納し、いま一部を架蔵するという旨が記されている。栄治奥書はそのさらに後ろに、以下のように記される。「或人此一書令将来予、請於倭訓点。末世之愚昧、而如何神代之真言奉儀者、雖非無其恐、不能黙止、染禿筆畢。猶重而令校正者也。／寛文九己酉曆秋七月念一日／一葉軒伊藤栄治謹訓之」。この年記に拠れば、「或人」は見林の識語から約一ヶ月後に、栄治に施訓を依頼したものであった事になる。すれば、この「或人」は該書一部が奉納された住吉社関係の人か、見林のごく周辺にいた人物であつたらうが、今は特定できない。

○六月、松下宜綱に『手尔於葉抄』を伝授す。

*日下氏論著、二二九頁に拠る。東大寺図書館蔵というが未見。いま、氏の論著を参考にして奥書を記しておけば次の通り。「右之一冊、雖為倭歌相伝之秘書、依御執心異他、令伝授畢。努々非其器者、不可有相伝者也。／一葉軒法橋栄治／寛文九己酉曆林鐘大善日／於武州江府、令伝授畢。江戸における、浪人栄治の活動の一端である。

△この年、『徒然草大意』を著すか。*慶安元年の条参照。

寛文十二年（一六七二）

○閏六月十四日、島原藩主松平忠房に召出される。

*この年、栄治にとっての転機が訪れる。『島原藩日記』寛文十二年閏六月十三日の条にかくのごとくある。

伊東⁽⁴⁾栄治と申。榊原刑部殿に暫被召置候。刑部殿御死去以後、牢人申候。御旗本に於⁽⁵⁾諸々講釈忝仕、或は歌・俳諧之点出し申罷在候。神書・儒書・哥書、或は記録など説申候。就夫、源

氏物語・徒然草、能寛申候。於殿様ニ徒然草折々読申候。源氏物語は御姫様御望にて被仰付読申候。殊之外殿様御慰に被思召候て、嶋原へ可被召出候。殿様^皇被召出式拾人扶持被下、初六月十四日御目見え申候由、

これによって、彼が榊原刑部（政房）に仕官していた事、政房の死後は浪人し、江戸で旗本などに神書・儒書・歌書・記録などの講釈をしたり、歌俳の点者として過していた事が分かる。また、松平家への正式な仕官以前から、時おり忠房やその女子に召されては、徒然草や源氏物語の講釈をしていた事実も判明する。『先祖書』5が、栄治の仕官を、後述する忠房の島原転封以前、即ち福知山城主時代の事として筆記しているのも、こうした微妙な事情が伝えられていたからかも知れない。

島原藩主松

島原藩主松平家は、もと三河国宝飯郡深溝城（まがた）を本拠とした深溝松平家で、同国刈谷城主、丹波福知山城主を経た後、寛文九年六月八日、長崎監視を

官

始めとする九州全体の目付役として、肥前島原藩に移封された。石高は豊前宇佐、豊後国東などの所領を含めて六万五千九百石である。

松平忠房の好學は、現在島原市立図書館内に松平文庫として整理保存されている、彼の集書の質と量とに端的に象徴されている。

忠房の文事およびこの文庫の性格については、中村幸彦「^{肥前}島原松

平文庫紹介（抄）（『著述集』第十四卷所収）が、今のところ最も拠るべきものが多い。そこには、忠房が江戸の林門諸儒といかなる交渉を持ったか、また彼の集書がどのようにして行なわれたかなど、の具体的な考察があるが、今は参考文献として掲げるに留め、ここでは先述した姫路藩主榊原忠次との交誼に注目しておきたい。

林鷲峰の『国史館日録』には、この二人の交誼を窺わせる幾つかの記事が残されているが、中でも忠次がその死去の約一週間前の寛文五年三月二十一日、鷲峰と忠房を召し寄せて遺言を残している事は、その親交の深さを十分に物語るであろう。忠房への遺言の一つは間違いない、若くして榊原家を相続することになる息政房の後見を依頼するものであったろうが、しかしその政房が、父の後を追うように急逝したのは前述の通り。この若殿の急逝により、三歳の幼君政倫を戴かねばならなくなった榊原家中の動搖は、並々ならぬものであったはずである。幕府は姫路への通路に仮番所を設置させ、何方の使者なりともその入国を悉く禁止する。忠房が榊原家との「格別の儀」を強調して姫路藩家老衆に遣わした書状も、固く拒否されるという有様で（『島原藩日記』寛文七年六月十八日）、何とももどかしい状態であったが、榊原家は西国との要衝の地姫路を退いて、越後村上に封地替えという事でどろろにか着落した。

忠房にとって、このように縁の深い榊原家の浪人として、今は

物読み講釈をして口過ぎをしていたのが伊藤柴治であった。忠次
あるいは政房の生前から、恐らく忠房は柴治について聞くところ
があり、その学問に関心を持っていた事とは思われるが、彼が柴
治を自らの許に出入りさせるようになったのには、そのような神
原家との旧縁を抜きにしては考えられないであろう。

島原藩日記

さて、上掲の『島原藩日記』（以下、『藩日記』と
略）は、寛文から明治に至る膨大な冊数の事務日
誌で、月毎に一冊に纏められ、総冊数は七百冊を上回る。欠落し
てしまった冊も多いが、おおむね江戸時代を通じて、藩主・側近
の動向が知られる貴重な史料である。それらは現在、松平文庫と
島原市内の猛島神社たけしまに分割して所蔵されている。

柴治の仕官以後、その逝去に至るまでの期間で残存しているの
は、寛文十二・十三（延宝元）・延宝二・七・八・九（天和元）・
天和二・三・四（貞享元）の各年次、全五十八冊であるが、それ
ぞれに欠落した月もあり、十二ヶ月全てが揃っているのは、寛文
十二年と天和三・四年のみである。特に延宝年間の分は、本来あ
るべき冊数の一割程度しか残存していない。後述のように、柴治
は延宝七年に老身のため隠居、それ以後は藩政の第一線に現われ
る事は稀になったから、彼がもつとも活躍したのは延宝年間であつ
た事になるが、その期間の記録がほとんど欠落しているのは、ま
ことに残念という他ない。

以下、『藩日記』寛文十二年から、柴治の文事に関するものを略
記しておこう。『先祖書』6・7では、忠房の神道信仰の篤実さ
と、柴治の神社改革の成功のみが特記されている感があるが、こ
れは恐らく神職であったと思われる、筆記者加賀筑前守の立場が
やや強く反映したものと考えられる。柴治の島原における用いら
れ方が、神道学者としての勤めのみに留まるものでは無かった事
は、この『藩日記』から十分窺える所であろう。彼は謂わば旧来
の御伽衆的職掌を担って、家老衆や医者衆とともに常に藩主の側
近にあり、古典講釈・謡・和歌・連歌・神事・夢占などといった、
多様な職務をこなしていたのである。

□八月十四日、忠房、帰国のため江戸を発つ。
九月十二日、島原着。柴治、随行す。

△十月十六日、『徒然草』の講釈をするか。
*「今夕、徒然之講釈、柴治仕候ニ付而」云々とある。

○十月二十二日、御前にて御囃子。謡を勤む。

○十月二十五日、忠房の松平勘解由（家老）新
宅訪問に相伴。御囃子あり、地謡を勤む。

○十二月二十二日、忠房の羽田三之丞（家老）宅訪問に相伴。謡を勤む。

※その他、文事に関わるものではないが、この年の栄治の動向を伝えるものとして、『藩日記』に次のようなものが見える。

・九月十二日、同じく新規召抱えの五十川常庵（医者）らと共に、栄治の島原入りが伝えられる。

・九月十六日、忠房の長崎視察に、御供衆の一員として相伴する。金一両拝領。

・十一月六日、忠房の星野善右衛門（家老）宅訪問に相伴。

□この年、鍋島直條、栄治書入『百人一首師説抄』を書写す。

*該書は中川文庫蔵。写本一冊、墨付八十四丁半。奥書に、

「此一冊、以伝授秘本書写之。固是文房之重宝也。可秘々々。／＼十八歳 散位藤直隆（花押）」とある。直隆は直條の前名。「十八歳」という記述から、この年の書写である事が分かる。なお栄治書入

『百人一首師説抄』に関しては、承応三年条も参照。

ところで、既に御気付きの向も多からうが、本稿がこれまで掲げてきた資料には、この中川文庫に所蔵されるものが多い。しか

もそれらは他の所蔵を聞かないものばかりであるから、栄治研究にとつてはたいへん貴重なものと言えるのであるが、それらはいかなる理由で、この文庫に集められたのであるか。この点に関しては、冒頭に掲げた井上氏論文も参考に具されたい。

鹿島藩主鍋

島直條と中

川文庫

鹿島市祐徳稻荷神社中川文庫は、鹿島藩主鍋島家（二万石）歴代の蔵書が収められた文庫であるが、栄治関連の書籍の大半を収集したのは、第四代藩主鍋島直條である。この人は二万石という、佐賀支藩の小大名でありながら、その文事においては、先述の榊原忠次や松平忠房と何れ劣らぬ情熱を傾けた人物であった。直條が栄治に関心を持った要因としては、以下のような理由が考えられる。

先ず第一に、鹿島藩は、島原藩と同じく肥前国を封地としており、長崎警護の任務などを通じて、両藩には頻繁に連絡が行なわれていたこと、謂わば地縁である。第二に、直條の祖父勝茂の女、すなわち直條の叔母は、松平忠房の室（永春院）であったこと、謂わば血縁である（因みに直條がこの叔母を慕っていた事は、その叔母の死去に当たって執筆された和文日記『秋の山すみ』『楓園家塵』第一五六巻に詳しい）。そういった関係上、両家の間には既に公私に亙る深い繋がりが生まれていたのであるが、これらは直條と栄治を繋ぐ舞台背景のようなものである。両者を繋ぐもっとも直接的な要因はやはり、直條にとつて義理の叔父にあた

る忠房が、直條の文事愛好や書物収集の良き先達となつて、彼に絶大なる影響を与えた事であろう。直條はこの叔父を敬愛し、終生文雅の交わりを絶やさなかつたが、その忠房の歌道・神道の師範として常に陪待していたのが、栄治であつた。直條が栄治に関心を持った事は当然である。

こうして直條が、栄治から歌道の伝授を受けたり、あるいはその秘籍を家臣に転写させたりしたものが、中川文庫に残る栄治関連書として伝存したわけであつたが、やや不思議なのは、栄治が仕官した当の島原（松平文庫）の方には、それらが殆んど伝わっていないという事である。栄治が藩主・家老らに伝授した伝書類は、今なお御子孫の珍藏される所かもしれないし、また伊藤家は、学者としての家柄は実質的に二代永運で途切れながらも、以後明治まで松平家に謹仕した家系であるから、栄治の蔵書類もそこで保存せられ、あえて副本を藩の書庫に収める必要がなかつたものかもしれない。これらの消息はまだ辿りきれないでいるが、そういった事情を考えると、直條が努めて栄治関連書を集めてくれた事は、栄治研究においてはたいへんな僥倖であつたと言える。

延宝元年（寛文十三年）（一六七三）

○一月二十五・二十六日、『神代卷』講釈を仰せ付けられる（『藩日記』）。

*この年の『神代卷』講釈は他に、二月一・四・五・十一・二十二、四月一・二十、五月二十二・二十三・二十五、十月十七の各日時に見える。

○二月三日、謡を仕る（同）。

○四月十八日、東照宮遷宮の御祝いに、囃子を仰せ付けられる（同）。

□四月二十二日、栄治息、助大夫（永運）、島原入り。同月二十五日、忠房に初目見え（同）。

*永運については、延宝七年の条、および第三部「栄治の子孫」

参照。

○七月十六日、松嶋弁財天雨乞連歌を仰せ付けられる。同月二十日、立願ほどきにつき、雛子を仰せ付けられる(同)。

※その他、この年の栄治の動向を、『藩日記』に拠って記しておく。

・三月十一日、忠房に就き、五十川常庵等と共に、有馬原城へ出向。

・六月二十八日、屋敷替え仰せ付けられ、成瀬七右衛門屋敷を賜る。

・八月十五日、鷹嶋権現五社祭祀につき、代参を仰せ付けられる。

延宝二年(一六七四)

○三月二十六日、忠房、参勤のため島原を発つ。

四月二十六日、江戸着(『深溝世紀』)。栄治、随行す。

深溝世紀

『深溝世紀』(以下、『世紀』と略)は、松平文庫蔵。明治七年、旧島原藩土渡部政弼が、廃藩に及んで

藩政史料が湮滅してしまふ事を憂え、歴代藩主の本紀という体裁

で編纂したもの。全二十五巻。

現在失われてしまった旧記類を参照したと思われる箇所があり、『藩日記』の欠落箇所を補う史料として重要である。なお、この書は現在、島原市教育委員会の手で翻印が進められており、忠房(烈公)代の七巻〜九巻は既にその成果が公表されている。

○十一月刊、素閑編『伊勢踊音頭集』に六句入集。

*句引、伊勢国宇治住の部に、「伊藤氏 永治 六 / 同氏妻 一 / 同氏 永倫 五」とある。無論、このとき栄治は島原藩に仕えていて、伊勢には居住していない。なお、栄治の息に関して、第三部「栄治の子孫」参照。

延宝三年(一六七五)

○二月、鍋島直條、栄治書入『三部抄之抄』を書写す。

*該書は、慶安三年刊『三部抄之抄』(五卷五冊、中川文庫蔵)の欄外に、びっしりと書入を加えたもの。刊記の直前に、「右板

行之誤ト云、非正説事而已繁多也。時々可改之。榮治」と墨書されている事によつて、その書入が榮治の考説であつた事が窺える。また刊記のすぐ後には、「延宝乙卯仲春鳴硯于楓園尚綱堂之静処。醉白」と直條自筆書入があり、直條が榮治所蔵本を書写したものであつた事が分かる。

この延宝三年という年は、直條も松平忠房も共に、前年から参勤のため江戸に滞在していた。よつて直條は、忠房邸を訪れたり、あるいは忠房邸に使价を馳せて、榮治の蔵書などを借用する事などがあつたのであろう。直條はこの年四月一日に、封国への帰国を許され、十二日に江戸を發つ。とすれば、四月の識語を持つ次項、およびその次の項は、その帰国が決定してから、急ぎ執り行われたものと推測される。

○四月、『源氏物語三ヶ之極秘』を、鍋島直條に伝授。『古今集三ヶ之大事』『百人一首相伝秘々』もこの頃伝授か。

*三書は共に福岡市立博物館蔵。それぞれ卷子本一軸、榮治自筆。先ず『源氏物語三ヶ之極秘』は、源氏物語における「揚名介之事」「三がひとつの事」「とのゐ物のふくろの事」の三事項に関する考証。也足軒素然(中院通勝)の元奥書に拠れば、三条西実

隆が九条前左大臣女のために記した草案を、称名院(三条西公條)から玄旨(細川幽齋)、そして通勝へと伝えられたものであるという。その後には榮治の奥書がある。「右、中院殿也足軒御自筆之一軸、前内府通村公蒙御免許、令書写。為家宝而雖不出函底之外、鍋島氏直隆公御懇望依他異、応貴命染禿筆令進献畢。尤可憚他見者也。/延宝三首夏良辰/一葉軒 榮治「印」(榮治)。直隆は直條の
前名。

『古今集三ヶ之大事』は、古今集における「おが玉の木の口伝」「めどにけづり花させる事口伝」「かわなぐさの口伝」「みたりの翁の口伝」「古今集恋部伝受之口決」「古今集秘歌之内少々」「物名之部ノ口伝」「誹諧部之口伝」「短歌之口伝」「大歌所御歌之口伝」など。神道説に引きつけた考証が展開されている。奥書は次の通り。「奉応尊命、秘奥之口伝師説令書写者也。尤外見可憚者也。/一葉軒榮治「印」(榮治)/鍋島氏君玉座下」。

また、署名・捺印はないが、『百人一首相伝秘々』も、筆蹟や朱点の按配から推察して、榮治の伝書である事は間違いない。内容は「五ヶ之秘歌」「七首之相伝歌」で、松平文庫本『百人一首師説抄』(榮治考説書入)末尾にも同内容が見えている。奥書は、「非其器輩ニハ努々不可免許之師伝也」。なお、二月の項参照。

□同月五日、鍋島直條、栄治所蔵『富士御覽日記』を書写す。

*該書は中川文庫蔵。写本一冊、墨付八丁。永享四(一四三二)年九月、將軍足利義教が駿河へ下向した折の日記。義教と随行衆との和歌がその中心。文末に宗長の奥書がある。いま、『群書類従』第十五・紀行部二に収められる本と対照させてみると、中川文庫本には宗長の奥書の前に、約一丁分の落丁がある事が分かる。また本書が栄治所蔵本であった事は、「此一巻、以一葉軒秘本写之畢。ノ于時延宝三孟夏初五ノ尚綱堂伯棟野子」との書写奥書がある事によって知られる。尚綱堂は直條の堂号。また松平文庫にも同書一冊が確認されるが、中川文庫本とは別系統の写本である。

直條の「予」
ところで、直條は本書を江戸で書写した約一週間後に、鹿島へ帰国の途に就く。彼はこの帰国の旅を、『信筆録』と題する漢文紀行として残しているが、『楓園家塵』第一八九巻)、その四月十八日の条、浜松から赤坂までの行程を記した中に、『富士御覽日記』の内容について触れた文章が見える。謂わば、出立直前の「予習」が生かされた形である。

因みにこの直條の漢文紀行に拠れば、彼は四月十二日の出立当日、品川に向かう途上で三田の島原藩上屋敷を訪れて、忠房およ

びその室に帰国の挨拶をしている。忠房もまた、この時すでに帰封を命じられており、直條より二日後の十四日に帰国の途に就いたのであったが、天候の不順などもあってやや遅れ気味で瀬戸内海を航行していた直條一行には、周防で追い着く事となった。忠房の船中に再会した彼らは、思いがけぬ再会を喜びあったというが、そこに忠房側近の一人として記される「伊藤氏」とは、栄治であつたらうか。

□四月十四日、忠房、帰国のため江戸を発つ。
五月十二日、島原着(『世紀』)。栄治、随行す。

○八月十一日、猛島神社遷宮の儀を行なう(同)。
『猛島神社本紀』もこの頃脱稿か。

*猛島宮は古く森岳もりたけの地にあり、森岳大明神と称していたが、寛永二年、時の藩主松倉重政が社殿を現在の地に移した際に、社名を鷹島と改め、鷹島大権現を祭神とする神仏習合の神社として整備されたものようである。その後入封した松平忠房は、社名を猛島と改名させ、また社殿を改築させると共に、神仏習合を廃して吉田神道流の祭儀を導入させた。忠房が神道信仰に篤かった事は、『深溝世紀』が度々伝える所であるが、因みに彼の室もまた、

神道には大變信仰の篤い人であつて、自らの葬儀は神式で執り行なうようにと遺言したほどであつた（直條『秋の山すみ』、前出）。

猛島神社の

さて、『先祖書』6・7にもあるごとく、この神

改革

社改革の実務指導に当たつたのが榮治で、彼はまたその際、猛島神社の沿革の考証をも命じられたようである。それが『猛島神社本紀』であるが、しかし本書は『猛島神社』（昭和五十一年、猛島神社社務所発行）に部分写真が掲載されるのみで、現在その所在が確認されない。但し、森銑吉『島原半島史』（昭和二十九年）巻上に「伊藤榮治氏考証、肥前島原高来郡多嘉島大明神之事」として掲載される記事は、本書の一端を伝えるものようである。

ここでは先ず、猛島神社の祭神が素盞烏尊の子、五十猛神であると考証され、また従来この社が、鷹の骨——それは百合若大臣夫人の愛育していた鷹であつたと伝えられ、「鷹島」という社名の由来ともなつていた——を祭祀してきた事実に対して、「近世風俗傾廃、而以_二猛島書_一鷹島、実浮屠淫祠之浮説也」「_二忘_一神国之本_一、而用_二妖言之末_一、是神之罪人也」として、厳しく批判している。よつて今、本朝古代の神書に基いて「浮語之妖伝」を糺し、入江河内、植木宮内、吉田八太夫といった社人に正しい祭儀の方法を伝えたのだという。文末には「伊藤氏榮治謹書」とある。

○十一月十八日、『源氏物語』を講釈す（『世紀』）。

延宝四年（一六七六）

□四月二十九日、忠房、参勤のため島原を発つ。
五月二十七日、江戸着（同）。榮治、随行は未詳。

延宝五年（一六七七）

□五月二十二日、忠房、帰国のため江戸を発つ。
六月十九日、島原着（同）。榮治、随行は未詳。
○六月十七日、火事により島原城諸殿焼亡により、
二十六日、その再建のための祈禱を司る（同）。
○十二月二十一日、島原城諸殿落成の儀を執り
行ふ（同）。

○閏十二月二十五日、忠房へ古今伝授を行ふ
（同）。

*『世紀』に、この儀式終了後の事を次のように記す。「巳に畢り、宴を設けて道に寄する祝を以て題と爲す。公、和歌を詠じて曰く、くみてしるたえぬながれはいにしへのいまもかしこきしきしまのみち、と。栄治之に靡けて曰、ふきつたふかぜゆたかなるわがきみのひかりをよもにしきしまのみち、と。儀に預る者、皆歌を詠む。片山親宗、奥平行興、今泉吉重、神崎安根、青木親方、大原勝寿、其〔余〕の誤か——川平註〕の一人は旧史に姓を失う。名は嘉行。其の歌を略す」。

□鍋島直條、この年刊行の『中臣祓和註』に、
栄治の説を書き入れる。

*該書は中川文庫蔵。榎並光成編、延宝五年三月刊。板面の上欄および行間に、細字でびっしりと書入が爲されている。栄治の説は「栄治云」の形式で記されているが、他にも同じ形式で卜部兼俱、度会延佳の説など諸家の説も散見するから、栄治所持の「中臣祓」注釈本などを参考として、直條が本書に転書したものであろう。裏見返に、「右中臣祓集抄、伊勢神宮ノ本、延喜式ノ本註解并。／尚綱堂人藤泰窩」とあり、直條の書入である事が判明する。

延宝六年（一六七八）

○正月、『古今伝授之式』を青木丹仍に伝授。

*正保四年条参照。

○五月十八日、忠房等と連歌百韻。栄治十一句。

*連歌懐紙、松平文庫蔵。題「夢想」。連衆は、御、忠房、内室、忠倫、房次、行興、嘉行、玄周、栄治、利昌、昌通、知春、清通、執筆。『世紀』に、この事を次のようにいう。「公、吉夢を得、連歌会を設けて散葉を張り、宴を長臣に賜う」と。

□九月二十六日、忠房、参勤のため島原を発つ。
十月二十五日、江戸着（『世紀』）。栄治、随行す。

延宝七年（一六七九）

○正月五日、祓を勤む（『藩日記』）。

□七月十二日、忠房、帰国のため江戸を発つ。

八月十一日、島原着(『世紀』)。栄治、随行す。

○八月二十八日、小浜神明剣柄の宮弁財天神の祠を造営につき、祭祀に遣わされる(同)。

○十月七日、年寄病人につき、子息助大夫(永運)に家督を譲る。五人扶持を下される。

*寛文六年から享保二十一年までの島原藩士の履歴を登録した、『明細帳』(猛島神社蔵)伊藤栄治の項に、「…延宝七末十月七日、年寄病人ニ付、助大夫(永運——川平註)為見廻参幸ニ付、被下候御扶持方知行ニ直シ、助大夫江被下、栄治ごとくニがっそうニ成候様被仰付、栄治へ五人扶持被下」とある。即ち、これまで栄治に下していた二十人扶持を、永運に知行として下す事とし(百石に相当)、栄治には五人扶持を下すという事である。

永運の仕官 「栄治ごとくニがっそう」に成るよう命令が出たというが、「がっそう」とは総髪（おんがみ）の事、すなわち

永運に、神道家として父の業を正式に継ぐ事が許されたという事である。永運は寛文十三年四月、早く忠房に目見えていたが、この時はまだ島原に定住していたわけではなく、栄治が伊勢在住の

時に設けたと思われる居宅と島原との間を往復して、松平家の神宮奉拝料などを取次ぐ御師のような仕事をしていたらしい。これらの事は、第三部「栄治の子孫」参照。

○十月八日、忠房より、筆頭家老板倉房勝へ古今伝授。名代として出席す。永運も連衆として出席。

*この時の古今伝授は、『藩日記』にその儀式の模様がやや詳しく記されている。当代古今伝授の一風景として面白いものであるが、やや長きに互るので別の機会に紹介したい。また翌九日、栄治は忠房より、家老衆と共に御茶の相伴に預かり、かつ前日に使用した神前の飾物・巻物・供物など、全てを拝領している。

○十一月、肥前鹿島藩士山崎八郎兵衛に古今伝授。

*入江氏論考に拠る。山崎八郎兵衛は、『鹿島藩日記』(祐徳稲荷神社発行・翻刻本卷一)貞享三年四月二十二日などに見え、直條の側近であつたらしい事は分かるが、上の事実がどこに拠られたものか、未だ確認できずにいる。

延宝八年（一六八〇）

○七月成立、周欽尼編『清渚集』に、四首入集。
「伊藤 栄治」とあり。

*該書は神宮文庫蔵。写本一冊。編者は伊勢の歌人。自序に、自らの病床の憂さを晴らすものとして、屏風に貼り付けるための和歌を「たゞ芦垣のちかきあたりにこそと思ひとりて、便りをもとめて」集めたものが本集という。よって本集は伊勢歌壇の撰集ともいえる内容となっている。栄治の詠歌は、伊勢在任の永運あたりを仲介として、新たに求められたものであろうか。それとも旧詠が残っていたものか。

○八月、鍋島直條に『柿本人麻呂之事』を伝授。

*該書は三輪正胤氏蔵。未見であるが、同氏『歌学秘伝の研究』（平成六年・風間書房）に翻刻と凡例が掲載されているので、今それに拠って記せば、該書は鳥の子紙十枚を継ぎ合わせた、全長約五メートルの卷子本一軸。内容は大きく、前半「柿本人麻呂之事」、後半「柿本人麻呂之大事（歌道）」に分かれる。後者の末に、文永七年の「為頭入道 明覚」の識語があり、その後には栄治のやや

長篇の奥書が記される。文末は「右、応鍋嶋備前太守公ノ貴命而伝受之、諸書不殘令勘考、為一卷奉之者也。尤外見可憚而已。／＼延宝第八庚申曆 秋八月吉辰 一葉軒栄治「印」。

奥書にいう所は凡そ次のごとくである。まず人麿・赤人の伝記には、諸家に様々な浮説俗伝が伝わっているが、人麿・赤人は実は歌道の「神仙」、すなわち和歌の精霊のようなものであり、文武・聖武の両朝に「合体」してこの道を興隆せしめた「化人」であるから、その生没・時代・住所などが確かに定まらないのは当然であると、「柿本人麻呂之大事」に沿った見解を示す。そして、固よりかく実体のない人麿・赤人であるから、その伝記の考証に意を尽くす事は、和歌の正道に叶うものではない、と締め括っている。

天和元年（延宝九年）（一六八一）

□正月二十二日、忠房、参勤のため島原を発つ。

三月四日、江戸着（『世紀』）。

*栄治は延宝七年に「年寄病人」として、家職を永運に託して表向きは退隠しているから、この参勤に随行したかどうかは未詳である。但し次項に見る歌会に、家老板倉勝房や永運と共に出席しており、江戸に居た可能性は否定できない。

○十一月十五日、前鹿島藩主鍋島直朝の六十の賀に和歌三首を寄せる。

天和三年（一六八三）

*『昌純和歌』（写本一冊、中川文庫蔵）所収「天和元年十一月十五日 直朝公六十御賀御会兼題」に拠る。直條を筆頭として、

昌純（並木氏）、冲庵（矢沢氏）ら、直條と連歌や和漢聯句において親交のあった人々が顔を並べると共に、島原藩関係では、栄治の他に藩家老板倉房勝、栄治息永運らの名前が見える。

前述のごとき鍋島家と松平家の姻戚関係上、この直朝は、松平忠房にとっては義理の兄に当たる。寛文十二年には退隠してその跡を直條に譲っていたが、忠房とはその後も書状による交信があり、また時に島原の多比良港などで会遇する事もあった（『藩日記』『世紀』）。

*天和三・四年の『藩日記』は十二ヶ月分完全に揃っているが、その割には、栄治の名前は殆んど見られない。代わりに、かつて彼が忠房の随伴衆として、家老・医者衆と共にしばしば名前を列記されていた場所に、永運の名が見える。栄治は既に第一線を退いているから、名前が見えないのは当然の事ではあるが、しかしそれでも折にふれて忠房に呼び出されている所に、彼の存在感が窺える。

天和二年（一六八二）

□四月、忠房、帰国のため江戸を発つ。五月十

三日、島原着（『世紀』）。

□五月二日、忠房、参勤のため島原を発つ。同月二十五日、江戸着（同）。栄治、随行す。

*栄治随行の是非については前年を参照。

*次条「その他」の項に記したように、翌年正月に忠房の許にいたことから、栄治はこの時の参勤に随行したものとせねばならない。

貞享元年（天和四年）（一六八四）

□正月十六日、栄治妻、病死す（同）。

*『藩日記』正月十七日の条に、前日逝去の由が記録されている。『先祖書』9に拠れば、仏名を風天妙虎と号したという。前述した俳諧の諸撰集に「同氏 妻」として載るのもこの人であつたらう。

□三月、忠房、帰国のため江戸を発つ。四月二

十六日、島原着（同）。栄治、随行す。

○八月九日、忠房の夢占を仰せ付けられる。同十日、吉夢と判定、同十一日、家老衆と共に祝儀を下される（同）。

※その他、この年の栄治の動向を、『藩日記』から抜書しておく。

・正月二日、忠房より、居間にて年紀の盃を下される。

・三月二十五日、忠房より、家老衆と共に召出され、料理を下される。

・五月十四日、忠房より、この度の帰国首尾よきにつき、家老衆と共に祝儀を下される。

・十一月十六日、栄治・永運、家老衆と共に御茶を相伴す。

貞享二年（一六八五）

□四月二十八日、忠房、参勤のため島原を発つ。

五月二十五日、江戸着（『世紀』）。

*栄治がこの参勤に随ったかどうかは定かではない。しかし後掲八月二十八日の項に示したように、栄治は江戸で没した可能性もある。

□八月十八日、栄治病気につき、門人氏虎、永運に頼んで『当流相伝和歌会出座之次第』を書写。

*該書は中村幸彦氏旧蔵。奥書は次の通り。「右之一巻、栄治法橋相伝也。秘決也。門弟子ならでは更に他見あるまじき者也。猶口伝有。／氏虎記之。／此秘決、依為師伊藤氏栄治翁病中、息永送方之以一巻、貞享二乙丑八月十八日写之畢。氏虎は未詳。な

お承応三年の条参照。

○八月二十八日、死去。

*この年の『藩日記』がそっくり十二月分欠けているのは誠に残念である。栄治の死去は必ずや何かしら記録されていたであろうが、それを知り得ない。『世紀』にもその事は触れられていない。

終焉の地

ところで、栄治が没したのは何処であったか。それについて参考となるのは、後述「没後」の項に記した、鍋島直條の栄治追悼詩序である。直條は、栄治が「竟に島原の館に没（原漢文、以下同じ）したと記す。この「島原の館」は、「館」という字の本義（仮寓の屋舎の意）に照らせば、江戸の島原藩邸という可能性があるように思われる。もしそうだとすれば、この年五月、既に鹿島に帰国していた直條が、同じ詩序の中で「地、海山を隔て、往くこと能はずして哭す」と書いているのも、単なる修辞ではなかった事になる。また直條の許に栄治の訃報が届いたのはその死去から四ヶ月を経た十二月であったが、これも江戸と鹿島という距離を考えれば、それが遅延の一因となった事は十分に想像される。

栄治の墓碑は、現在、息永運のものと同並べて、島原市小山町島原農業高校グラウンド横、吉利支丹墓地の奥手にある。二基あって、

向かって右側が栄治、左側が永運の碑であるが、伊藤家累代の墓碑はない。また、墓碑正面に刻された「天元一葉神靈」の霊号は、『先祖書』の記載でも確かめられる。側面の碑文は風化のため判読が難しく、「貞享二」「八月二十八」の文字がかるうじて推測されるのみである。



〔年次未詳〕

○直條室（宝善院寂湛孺人）の和歌に批点す。

*『楓園家塵』卷一六八に、「寂湛孺人詠」として十首あり、末に「朱引八首／榮治上」とある。孺人は貞享三年四月十五日没。年次未詳のため一応ここに掲げておく。

〔没後〕

□貞享二年十二月下旬、鍋島直條、榮治追悼の詩五首、永運に捧げる詩一首を詠ず。

*『楓園家塵』卷一四二に拠る。先ず「悼一榮軒榮治一之詩」とあり、詩序に「乙丑仲秋廿八日、一榮軒主伊藤氏、宿痾不_レ起、竟没_二於島原之館_一。嗚呼惜哉、越季冬下瀨、聞_二其訃_一、乃不堪_二哀慕_一。是、吾多年之忘形也。嘗談_二倭歌_一、被_レ授_二古今集_一、源氏物語等之秘笈、手沢尚新。豈無_二感慨_一哉。然、地隔_二海山_一、不_レ能_レ往哭。因綴_二挽詞五章_一、聊写_二余愁_一、以供_二牌前一云_一とある。直條が榮治の訃報に接したのは四ヶ月後。第三首目の詩に「離索相思已十年」の句がある事をみれば、単純に考えて、直條

が最後に榮治と会ったのは延宝三年、江戸で古今集・源氏物語などの伝授を受けた時の事となる。詩序に言う「嘗て倭歌を談じ」以下はその時の事であろう。

○元禄十六年正月刊、梅之ら編『歌林尾花末』に一首入集。*「伊藤榮治」とあり。

第三部 榮治の子孫

最後に、榮治の子孫について略述しておく。

先ずは第二代永運について述べよう。『明細帳』に拠ってその概略を記すと、初名助大夫。延宝七年十月七日、知行百石で召抱えられ、元禄九年九月二日病死（『明細帳』は「九月朔日」とするが、『先祖書』・墓碑銘により補訂）。享年未詳。なお『先祖書』に拠れば、永運は靈号を寅天委册神靈といい、その妻は元禄十一年六月十一日没、仏名を光雲貞顔善女といったという。また「心空妙卯_{延宝八年三月廿日}永雲妹」ともあるから、妹もあつたが早逝したのであろう。

俳諧・和歌撰集類には榮治の息として、「尚春」（慶安四年刊『崑山集』）、「永政」（承応元年『両宮和歌集』）、「榮久」（万治二年

刊『伊勢俳諧新笈句帳』、「栄清」(万治三年『歳旦帖 知足書留』)、「永倫」(延宝二年刊『伊勢踊音頭集』)といった名前が見えてくるが、これらと永運との関係は未詳である。但し、彼らが一書に重出する例はないから、極端に言えば、これらは全て永運の前身、あるいは別称であったと考える事も可能である。

さて、永運が初めて忠房に見えたのは、寛文十三年四月二十五日の事である(『藩日記』)。以下、特に記さない限りは、典拠は全てこれに拠る)。この時はまだ助大夫を名乗っていた。そして延宝七年十月七日、栄治から正式に家督を相続し(『明細帳』)、その翌日、忠房が筆頭家老板倉勝房に古今伝授をした時には、名代の栄治と共にやくも連衆の一員として出席している。以後は忠房の側近として陪侍すると共に、栄治がかつて司っていた御祓や諸社遷宮の儀、雨乞連歌などの行事を引き継いだ。

ところでこの永運は、どうやら伊勢と深い関係のあった人らしい。それは家督相続後の彼の動向によって窺える。例えば延宝七年十月二十八日の条には、「伊藤永運、伊勢へ妻子召連二、今巳之刻、出船申候事」とある。これに拠れば、永運の本拠はそれまで伊勢にあって、正式な家督相続後、妻子ともども島原へ引越した事になるろう。

しかしながら、永運と伊勢との繋がりには、この島原転住で絶えたわけではなかった。例えば延宝八年七月一日の条には、「伊勢

伊藤永運跡目伊藤助大夫、若年之故、継目の御礼、名代岡田吉大夫なる記事が見える。つまり永運は、自分の前身である助大夫を倅の一人に継がせ、伊勢の家も存続させたのである。ではこの伊勢の伊藤助大夫家とはいったい、松平家といかなる関係にあったのであろうか。

結論から先に言えば、この伊勢の伊藤助大夫家は、松平家が神宮に奉納する初穂料・祈禱料などを仲介する、御師ではなかったかと推定する。例えば天和二年十二月二十六日の条には、伊勢内宮伊藤助大夫・岡田吉大夫の所へ、忠房とその室の分として各々銀三百目、世子忠倫の分として銀百五十目を参料として遣わすよう指示があり、また貞享元年九月二十八日の条には、伊藤助大夫からの使者に、初穂料金一両を遣わした事が見える。松平家には、この他に幾人かの御師と思われる人物が出入りしているようであるが、伊藤助大夫はその一人であった。さらに面白い事には、彼は鹿島藩にも出入りしていたようで、例えば『鹿島藩日記』元禄十一年十二月十七日の条には、助大夫の使者が熨斗・新曆を進上するにつき、初穂料金二百疋を遣わすという記事が見える(祐徳稲荷神社発行『鹿島藩日記』巻一に拠る)。つまり伊藤助大夫にとって、松平家・鍋島家は檀家であって、年末にその封国や江戸藩邸を巡廻して、初穂料を集金していたのである。

こうして考えれば、永運は延宝七年十月に正式に栄治の家督を

継ぐまでは、「助大夫」と名乗って、伊勢を本拠としながら、上述のような仕事に携わっていたものと思われる。寛文十三年七月二日に、江戸の島原藩邸にあった忠房室の病氣回復のため、下向の命を下され、その祈禱料として銀一枚を拝領しているのはその一例である。

それではこの伊藤助大夫家は、いつ頃から存在していたのか。いま残された資料だけでそれを推定するならば、考えられるのは、栄治が伊勢に滞留していた承応・万治頃しかない。恐らくそのあたりに、子息永運を内宮に定住させて神道を学ばせる一方、御師としての仕事をも見習わせたのであろう。そして栄治が松平家に仕官するに及んで、松平家と伊勢神宮との関係にも、伊藤助大夫家という新たな中継点が形成されたものと思われる。

いっぽう島原の伊藤家では、元禄五年、永運の息茂左衛門が、忠房に目見えている。そしてこの茂左衛門が、永運没後、島原の伊藤家第三代を継ぐ事になるのであったが、不幸なことにこの人は生来病弱だったらしく、栄治・永運と父子二代に互って継がれた神道学者としての家職を守りきることができなかった。『先祖書』には、「弱冠の頃より病痾に侵され、止戈の役をやめ一寓に寄食せしかば、父祖の靈魂を祭る事あたわざるに似たり」とあり、またもう少し詳しく、右の事情を『明細帳』は次のように伝える。

一、 同 茂左衛門 永運俸 初沢之助

元禄五申十一月十五日御目見、同九子十月十五日永運相果二付、五人扶持被下。同十二卯七月十五日、御扶持方被下候へ共、何ぞ勤候儀無之、如何様之御番成共被仰付度願二付、大納戸余物役申付候様。同十四巳正月三日、茂左衛門ト改。宝永八卯正月二十七日、病氣ニ付御扶持給差上、晴雲寺旦那寺ニ候間、当分引籠養生之上、病氣少快気候ハ、勢州一家方へ罷越度願之通被仰付候共、無縁ものニ付、右之間式人扶持被下。

すなわち茂左衛門は、永運の後継として五人扶持を下されるも、あまりに病弱で何の勤めも果たす事ができず、宝永八年にはとうとう扶持も召し上げられた。そして当分の間、旦那寺の晴雲寺で養生し、快復次第、伊勢の伊藤家へ身を寄せようと願っているが、ともかく島原では「無縁もの」(妻子親類がいない)ということであろう)であるので、暫くの間は二人扶持を下される事になった、というのである。茂左衛門はかく、島原で頼りのない生活を送ったようであるが、この人こそは、『先祖書』冒頭、加賀筑前守執筆の栄治略伝に数々の情報を提供した、栄治の孫、隠士永彰である。それなりに学問も修めていたのではなかったかと思われるが、病身が祟って、結局それで身を立てる事は叶わなかったらしい。『先祖書』に拠れば、この人は寛延二年四月七日に没、家督は島原藩の封地であった「豊州」(国東か宇佐の何れか)から、宇右衛門なる人物が養子として迎えられて継ぎ、父祖の家職とは全く関

係のない、一般の藩士として仕えた。そうして明治まで、時に養子を取りなどしながら、島原の伊藤家は代々連綿していったのであったが、それらの人々の事は、記さずともよからう。

〔謝辞〕栄治の伝記を作成するに当たっては、以下の方々および諸機関に、特に多大なる御協力を得た。まず個人では、井上敏幸氏（佐賀大学）、本多茂氏（松平文庫）、土橋啓介氏（島原市教育委員会）、神作研一氏（金城学院大学）。機関では、祐徳稲荷神社中川文庫、島原市立図書館松平文庫、猛島神社。その他、貴重な御教示を戴いたり、御本の貸与に預かった方々も多い。心から御礼申し上げます。